



## 第5章 その他の地震に関する情報

### 5.1 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海溝で、気象庁では定期的に検討会を開催し、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関する情報」の発表を行います。

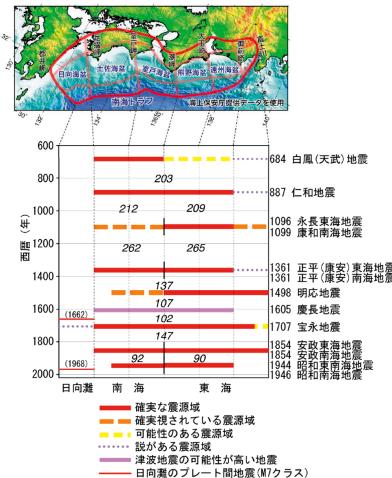


図18 過去に発生した南海トラフ地震の震源域の時空間分布

表10 「南海トラフ地震に関する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li><li>観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li></ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li><li>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li></ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

内閣府は、南海トラフによる地震の死者を最大32万人 200兆円以上の被害になると想定しており、津波対策や建物の耐震化などのハード対策とともに、緊急地震速報をうまく活用して、落下物の回避やエレベータ閉じ込め事故の防止などの活用をさらに進めることが重要です。